



® 平成 29 年 3 月 21 日 (火)

No. 14407 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆ 『造形デザイン』の知財判決紹介 (17)
－意匠の類否判断における創作非容易性の考慮－ … (1)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (17)

－意匠の類否判断における創作非容易性の考慮－

〔ロッカー用ダイヤル錠付き把手〕損害賠償請求事件(意匠権)

①大阪地判平成27年10月26日平成26年(ワ)第11557号

②大阪高判平成28年6月10日平成27年(ネ)第3325号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件は、ロッカー用ダイヤル錠付き把手の意匠(本件意匠)に係る意匠権を有していたXが、Yが販売した製品の意匠が本件意匠と類似するとして、Yに対し、意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。原審大阪地裁は、Yが販売し

た製品の意匠は、本件意匠と類似するものとは認められないとして、Yの請求を棄却したところ、Yが控訴したが、大阪高裁も、Y製品の意匠は本件意匠とは類似しないとして、控訴を棄却したものである。

本件では、両意匠の類否判断において、参酌されている公知意匠が主に意匠公報と特許公報であるこ

HRTC 貸会議室

『西麻布の閑静なエリアに位置する霞会館』

－セミナー、研修会、講演会等に最適－

[詳しくはホームページ <http://www.azb.or.jp/> をご覧ください。]



一般財団法人 産業人材研修センター
HRTC Human Resources Training Center Japan

東京都港区西麻布3-2-32 霞会館

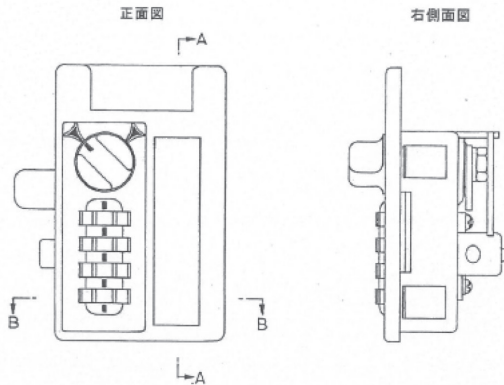
電話: 貸会議室受付 03-3408-0464

03-3479-2578

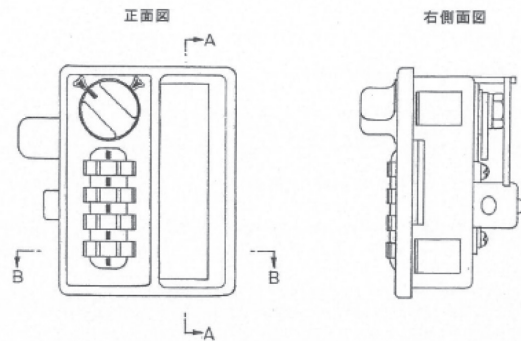
(業務委託先: 麻布 旬彩和食 かすみ)

とから、その判断根拠が検証可能であり参考になる。
また、高裁の判決では、要部認定において、公知意匠の参酌のみならず、公知意匠に基づく「創作非容易性」を考慮していると思われる点が注目される。
(以下のアンダーラインは、筆者のものである。)

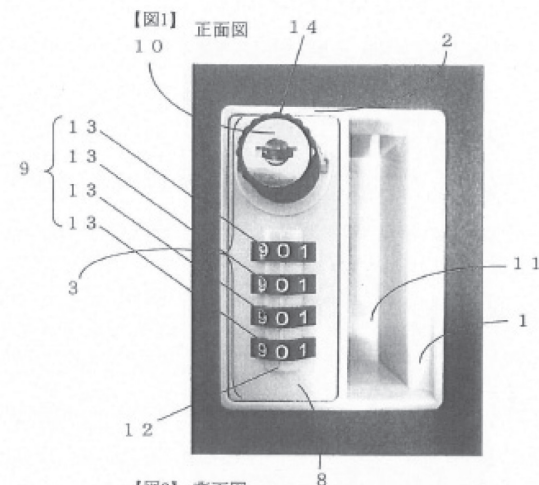
【本件登録意匠】



【本件類似登録意匠】



【Y意匠】



【地裁決旨】

1 争点1 (被告意匠は本件意匠と類似するか) について

(1) 前提事実 (2)、(4) のとおり、被告意匠と本件意匠の「意匠に係る物品」は同一である。

(2) 本件意匠の構成

<省略>

原告は、名札入れは基本的構成態様に当たらないと主張するが、名札入れは、本件意匠に係る物品の使用者を提示するためのものであり、つまみやダイヤル錠等、他の構成態様とは異なる独自の機能を有し、それらとは独立に設けられた構成であり、正面視で、前面部全体の10%程度の大きさを占めるものであることも考慮すると、本件意匠に係る基本的な骨格に相当する部分というべきであり、基本的構成態様に当たるとするのが相当である。

(3) 被告意匠の構成

<省略>

(4) 本件意匠と被告意匠との対比

<省略>

(5) 本件意匠と被告意匠の類似性について

ア 意匠の類否は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであるところ(意匠法24条2項)、その場合には、需要者の注意を惹く構成、すなわち要部がどこであるかを、意匠に係る物品の性質や使用態様、公知意匠等を参酌して把握し、登録意匠と対象となる意匠とが要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断すべきものである。

イ 本件意匠に係る物品はロッカー用ダイヤル錠付き把手であるから、その需要者は、ロッカーを購入して設置する者であるが、設置者は使用者の使いやすさ等を勘案してロッカーを選択するものであるし、設置者の中には自らロッカーを使用する者も相当程度存すると考えられるから、使用者の立場に立って観察すべきものである。そして、本件意匠に係る物品は、ロッカーに取り付けられて使用されるものであり、その側面や背面はロッカーに